

# 2017年度 日本政府（文部科学省）奨学金留学生募集要項

## 日本語・日本文化研修留学生

日本政府文部科学省は、所定の日本の大学において1年間、日本語能力及び日本事情、日本文化の理解の向上のための教育を受ける外国人留学生を下記により募集する。

### 記

#### 1. 応募者の資格及び条件

日本政府文部科学省は、日本において研究を行うことを通じ、日本と自国との架け橋となり、両国ひいては世界の発展に貢献するような人材を育成することを目的とし、外国人留学生を募集する。

- (1) 国籍：日本政府と国交のある国の国籍を有すること。申請時に日本国籍を有する者は、原則として、募集の対象とはならない。ただし、申請時に日本以外に生活拠点を有する日本国籍を有する二重国籍者に限り、渡日時まで日本国籍を離脱し、外国の国籍を選択する予定者は対象とする。選考は応募者が国籍を有する国の日本国大使館又は総領事館（以下、「在外公館」という。）で行う。
- (2) 年齢：原則として、1987年4月2日から1999年4月1日までの間に出生した者。
- (3) 学歴：下記①及び②の条件を満たす者。

①渡日及び帰国時点で外国（日本国以外）の大学の学部にて在学し、日本語・日本文化に関する分野を主専攻として専攻している者。

②2017年4月時点において、大学での日本語・日本文化学習期間が通算1年以上の者。（別の大学で日本語・日本文化学習歴があり、合わせて日本語・日本文化学習期間が通算1年を満たす者は、必ず、日本語・日本文化学習期間が1年以上であることを証明できる書類（別の大学で履修した成績証明書等）を提出すること。）

日本語・日本文化に関する分野以外を主専攻とする者で、学習の一環として日本の諸事情（工学・経済・農学・建築・美術等）を学習する者は、原則として本奨学金の支給対象とはならないため、（独）日本学生支援機構が募集等を実施している海外留学支援制度など、他の奨学金に応募すること。）

- (4) 日本語能力：日本の大学において、日本語による履修が可能な程度の日本語能力を有する者。
- (5) 健康：所定の健康診断書様式において、日本留学について心身ともに支障がないと医師が判断した者。
- (6) 渡日時期：原則として、研修コースの始まる2週間前からコース開始日までのうち、受入大学の指定する期日（原則として10月）に渡日可能な者。（自己の都合により所定の期日以前に渡日する場合は、渡日旅費を支給しない。また、やむを得ない事情がある場合を除き、受入れ大学の指定する期日までに渡日できない場合は採用を辞退すること。）
- (7) 査証取得：原則として渡日前に「留学」の査証を取得し「留学」の在留資格で入国すること。査証については、国籍国に所在する在外公館での現地発給とする。日本入国後、在留資格を「留学」以外に変更した者は、在留資格変更時点で日本政府奨学金留学生としての資格を喪失

する。

- (8) 奨学金支給期間終了後、直ちに帰国・復学の上、引き続き学習を続けること。また、日本留学中、日本の国際化に資する人材として、広く地域の学校や地域の活動に参加することで、自国と日本との相互理解に貢献するとともに、修了後も留学した大学と緊密な連携を保ち、修了後のアンケート調査等にも協力する他、帰国後は在外公館等が実施する各事業に協力することで、自国と日本との関係の促進に努めること。
- (9) 次に掲げる者については、対象外とする。採用以降に判明した場合は辞退すること。
- ① 渡日時において、現役軍人または軍属の資格の者。
  - ② 過去に日本政府（文部科学省）奨学金留学生であった者。
  - ③ 現在、日本政府（文部科学省）奨学金制度による他のプログラム（研究留学生・学部留学生・専修学校留学生等）との重複申請をしている者。
  - ④ 既に在留資格「留学」で日本の大学等に在籍している者及び自国における本奨学金への申請時から奨学金支給期間開始前までに私費外国人留学生として日本の大学等に在籍、または在籍予定の者。ただし、現在、日本に留学中の私費外国人留学生であっても、日本の大学が定める研修コースが始まる前に修了し帰国することが確実な者については、この限りではない。
  - ⑤ 渡日後に本制度による奨学金と重複して日本政府（文部科学省）以外の機関（自国政府機関を含む）から奨学金を受給することを予定している者。
  - ⑥ 申請時に二重国籍者で、渡日時までに日本国籍を離脱したことを証明できない者。

## 2. 大学への配置及び大学における日本語・日本文化の専門研修

- (1) 研修は『日本語・日本文化研修留学生コースガイド』に掲載されている大学の研修コースでのみ実施する。（文部科学省ホームページ及び各在外公館に配布される冊子を参照）
- (2) 配置大学は文部科学省が候補者の日本語能力及び専門研修希望等を勘案の上、大学と協議して決定する。なお、この決定に対する異議は認めない。
- (3) 大学での研修は日本語で行われる。
- (4) 大学における日本語・日本文化の研修は次のとおり行われる。
- 日本語・日本文化の研修は大学ごとの研修目的により、(a) 日本事情・日本文化に関する研修を主とし、補助的に日本語能力の向上のための研修を行うものと、(b) 日本語能力の向上のための研修を主とし、補助的な日本事情・日本文化に関する研修を行うものがある。研修内容は大学により多少異なるが、日本事情・日本文化及び日本語に関する特別講義や専門実習を履修させるほか、各留学生の専攻に応じて関連する学部の授業を受けることとなる。
- (5) 受入大学において所定の課程を修了した者には修了証書が与えられる。なお、この制度は学位の取得を目的とするものではない。したがって、本プログラムの途中または修了直後に日本政府奨学金留学生として、大学の学部、大学院の修士課程、博士課程に入学することはできない。（私費外国人留学生として、大学の学部、大学院の修士課程、博士課程に入学することも認めない。仮に入学した場合は支給開始時に遡及して奨学金の全額返納を命じることがある。）

### 3. 奨学金支給期間

2017年10月（または研修コース開始月）から1年以内で、各大学の研修コース修了に必要な期間。（奨学金支給期間の延長は認めない。）

### 4. 奨学金等

(1) 奨学金：月額117,000円を支給する。（特定の地域においては、修学・研究する者に対し、月額2,000円または3,000円を月額単価に加算する。なお、予算の状況等により各年度で金額は変更される場合がある。）ただし、大学を休学または長期に欠席した場合、奨学金は支給されない。次の場合には、奨学金の支給を取り止める。また、これらに該当するにもかかわらず奨学金を受給した場合、該当する期間に係る奨学金の返納を命じることがある。

- ①申請書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- ②文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
- ③日本の法令に違反し、無期又は一年を超える懲役若しくは禁錮に処せられたとき。
- ④大学において退学等の懲戒処分を受けたとき、あるいはコースに在籍しなくなったとき。（なお、大学において処分を決定するまでの間、奨学金の支給を止めることもある。）
- ⑤学業成績不良や停学、休学等により標準期間内で研修コース修了が不可能であることが確定したとき。
- ⑥入管法別表第一の四に定める「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
- ⑦他の奨学金（使途が研究費として特定されているものを除く）の支給を受けたとき。

#### (2) 旅費

①渡日旅費：文部科学省は原則として旅行日程及び経路を指定して、渡日する留学生の居住地最寄りの国際空港（原則、国籍国内）から成田国際空港、または受入大学が通常の経路で日本国内に到着する際の国際空港までの下級航空券を交付する。なお、渡日する留学生の居住地から最寄りの国際空港までの旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、日本国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）等は留学生の自己負担とする。（「留学生の居住地」は原則として申請書に記載された現住所とするが、渡日時の住所が現住所から変更になることが確定している場合は、変更後の住所（国籍国内に限る。）とする。）

②帰国旅費：文部科学省は原則として奨学金支給期間終了月内に帰国する留学生については、本人の申請に基づき、成田国際空港、または受入大学が通常の経路で使用する国際空港から当該留学生が帰着する場所の最寄りの国際空港（原則、国籍国内）までの下級航空券を交付する。

（注1）渡日及び帰国旅行の際の保険金は、留学生の自己負担とする。

（注2）奨学金支給期間終了後、直ちに帰国、復学しない場合、帰国旅費は支給しない。

(3) 授業料等：大学における入学検定料、入学金及び授業料等は日本政府が負担する。

## 5. 選考

- (1) 在外公館は書類審査、学科試験（日本語）及び面接試験により、第1次選考を行う。
- (2) 第1次選考の結果通知は、在外公館が別途指定する日時とする。
- (3) この第1次選考に合格した候補者は、在外公館から文部科学省に推薦される。
- (4) 文部科学省は在外公館から推薦された候補者について、第2次選考を行い、採用者を選定する。
- (5) 第2次選考結果の通知は在外公館が別途指定する日時とする。

## 6. 提出書類

応募者は、下記の書類を、在外公館にその指定する期限までに提出する。提出された書類は一切返却しない。これらの書類は、日本語または英語により作成するか、日本語または英語による訳文を添付すること。申請書類がすべて完全にかつ正確に記載されていない場合、または付属書類が完全に揃っていない場合は申請を受理しない。下記書類の右上には、①～⑧までの数字を記載すること。

①申請書（所定の2017年度版用紙による）【正本1通】※写真貼付

②配置希望申請書（所定の2017年度版用紙による）【正本1通】※写真貼付

※在外公館から提示される『日本語・日本文化研修留学生コースガイド』から希望大学を選択し、目次ページ記載の大学番号と共に配置希望申請書に記入すること。

※写真は「申請書」及び「配置希望申請書」各々に貼付すること。最近6か月以内に撮影したもので、大きさは4.5×3.5cm、上半身・正面・脱帽のこと。また裏面に国籍及び氏名を記入すること。紙媒体のコピーは不可とする。申請書のデータに写真のデータを挿入し、申請書ごとに印刷することは可とする。

（自分で写真データを印刷して、申請書に貼り付けることは不可。）

③在籍大学（在学年次までの全学年）の学業成績証明書【正本1通】

※日本語・日本文化に関する科目箇所が分かるように印を付けること。日本語又は日本文化に関する学習期間が通算1年に満たない者は申請できない。

④日本語・日本文化学習期間が1年以上と証明できる書類【正本1通】

（上記③で大学での日本語・日本文化学習期間が通算1年以上を証明できない場合のみ）

⑤在籍大学の在学証明書【正本1通】

⑥在籍大学の長または指導教員の推薦状【正本1通】

⑦健康診断書（所定の2017年度用紙による）【正本1通】

⑧日本語能力に関する資格を有する場合はその資格証明書【写し1通】

## 7. 注意事項

- (1) 渡日に先立ち、日本語を学習し、日本の気候、風土、習慣、日本と母国の法制度の違い、大学の状況等について、あらかじめ承知しておくことが望ましい。
- (2) 渡日後、すぐには奨学金を受給できないので、当座の生活資金として、差し当たり必要となる費用を最低2,000米ドル程度用意することが望ましい。

(3) 渡日後、国民健康保険に必ず加入すること。

(4) 宿舎について

①大学の留学生宿舎

留学生のための専用宿舎が設置されている大学に進学する者は希望すれば、所定の条件のもとに入居することができる。ただし、居室数には限りがあり、希望者全員が入居できるとは限らない。

②民間の宿舎等

上記の宿舎に入居しない場合は大学の一般学生寮や、民間の宿舎に入居することとなる。

(5) 研修終了後、在籍する大学での単位認定の可否については、在籍大学に直接問い合わせること。

(6) 採用された場合、採用者に関する情報（氏名、性別、生年月日、国籍、配置大学・研究科・学部、専攻分野、在籍期間、修了後の進路、連絡先（住所、電話番号、E-mail アドレス））は、日本政府の実施する留学生事業（留学中の支援、フォローアップ、留学生制度の改善）に利用する目的で、関係行政機関に共有される。また、生年月日及び連絡先以外の採用者に関する情報は、外国人留学生の受入れ促進に向けた広報として、日本政府が作成する資料において、日本留学後、世界各国で活躍している者を紹介するために、公表する場合がある。

国費外国人留学生として採用を決定する際に提出を求める、国費外国人留学生としての遵守事項を定めた誓約書において本取扱についての承諾を求める。特別な事情がある場合を除き、本取扱について承諾する者を、国費外国人留学生として採用する。

(7) 募集要項、申請書類に併記された英文は便宜上付したものであり、英文による表現が日本文の内容を変更するものではないので、記載内容に疑問がある場合は、在外公館に照会すること。

(8) この要項に記載している事項について、不明な箇所や疑問があれば、在外公館に照会し、その指示に従うこと。

(9) この募集要項に定めるもののほか、国費外国人留学生制度の実施に必要な事項は日本政府が別に定める。